

立ち往生車両の未然防止のため 『冬用タイヤ装着指導』を実施しました。

～今冬の雪害対策の取り組み～

スリップによる立ち往生車両の未然防止のため、国道9号の湯梨浜町はわい長瀬地内の長瀬パーキング（上り線・下り線）において、1月31日（火）10時～12時の間、「冬用タイヤ装着指導」を倉吉警察署と合同で実施しました。

その際に、冬用タイヤ装着状況を確認したところ、引き込み車両すべて冬用タイヤ装着でしたが、**約29%の車両において突出部が50%以上摩耗したタイヤ（1本以上）**を使用していました。

雪道では、すべり止め装置（冬用タイヤ装着又はタイヤチェーン装着）の未装着車は、スリップによる立ち往生の原因となり交通支障や除雪作業の妨げになりますので、**全車輪に冬用タイヤ装着又は駆動輪へのタイヤチェーン装着**をお願いいたします。

鳥取県の道路交通法施行細則において、「積雪または凍結の状態にある道路において自動車を運転するときは、全車輪にスノータイヤ（接地面の突出部が50%以上摩耗していないものに限る。）を装着し、又は駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける等自動車のすべり止め効果のある措置を講ずること。」と規定されています。

- 実施日時：平成24年1月31日（火）10～12時
- 実施場所：長瀬パーキング（上り線・下り線）（国道9号湯梨浜町はわい長瀬）
- 調査結果 大型車・中型車を対象とした引き込み車両

【冬用タイヤ装着率は100%】

うち接地面の突出部が50%以上摩耗したタイヤ（1本以上）の使用率】

| | | |
|--------|---|------|
| ■ 県外車両 | ： | 約26% |
| ■ 県内車両 | ： | 約33% |
| <hr/> | | |
| ■ 大型車両 | ： | 約39% |
| ■ 中型車両 | ： | 約11% |
| □ 全車両 | ： | 約29% |

（調査対象車両：全73台（大型車46台、中型車27台））



問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局

倉吉河川国道事務所 TEL（0858）26-6221（代表）

副所長（道路） 神宮 祥司（じんぐう しょうじ）

【担当】道路管理課長 松元 洋之（まつもと ひろゆき）

冬用タイヤ装着指導及び 冬道ドライブの心構え等の啓発チラシ配布



冬用タイヤ装着の確認状況



冬用タイヤ装着指導又は啓発チラシの配布状況